

2025 年 10 月 31 日

消費者庁長官
堀井 奈津子 様

香害をなくす連絡会（以下 5 団体）

特定非営利活動法人 日本消費者連盟

特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク

認定特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター

日本消費者連盟関西グループ

香害への対策を求める要望書

日頃より、消費者行政にご尽力いただき、御礼申し上げます。私共「香害をなくす連絡会」は、柔軟仕上げ剤（以下柔軟剤）、合成洗剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤など、主に香りのある家庭用品による健康被害、「香害」をなくす活動に取り組む市民団体で構成される連絡会です。

さて、2024 年度に、日本臨床環境医学会と室内環境学会の環境過敏症分科会が、「香害をなくす議員の会」（注 1）の協力を得て、「子どもの『香害』および環境過敏症状に関する実態調査」を行い、8 月 20 日に、その中間報告が発表されました。それによると、全国約 8000 人の小中学生の 10%が香害被害を感じたことがあるという、看過できない実態が明らかになりました。（注 2）

この調査結果は反響を呼び、即日に配信記事となり、相当数の新聞で報じられたほか、独自記事を掲載した新聞社も複数ありました。また、9 月 21 日には NHK テレビニュースでも報道され（注 3）、香害の深刻さについて、社会の認知が広がりつつあります。

国は、5 省庁ポスターにより、柔軟剤などの香りで健康被害が起きていることと、消費者に製品使用時の配慮を呼びかける周知を行っています。しかし、この調査結果によって、多くの子どもが香害被害に遭っているという現実が明らかになりました。国は、今すぐに、もっと踏み込んだ実効性のある対策を講じる責務があると考えます。

貴庁に置かれましては、ポスター作成等で香害にお取り組み頂いていますが、香害をもたらす製品の生産・販売・使用を減らしていけるように、現実に即し、取り得る対策を手掛けていただきたく思います。

つきましては、行政の皆様との協働を引き続きお願いしたく、下記の項目について要望を致します。

お忙しいところ恐縮ですが、11 月 10 日（月）までにご回答を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。
ご回答は当連絡会内外で共有させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 柔軟剤を家庭用品品質表示法の指定品目にし、とりわけ香料については、EU の香料アレルギー表示（注 4）に準じた表示を義務化してください。

理由：家庭用品品質表示法の表示を義務付ける家庭用品の要件は、同法第 2 条 1 項において、「一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるもの」となっています。同法が制定されたのは、まだ柔軟剤が発売されたばかりの 1962 年（昭和 37 年）でしたが、日本石鹸洗剤工業会の 2015 年の調査（注 5）でも近年柔軟剤の消費量は急増し、「毎日使用する」人が 76.7%、「たまに使用する」も含めれば使用者が 90.3%となっています。一方近年「香害」を訴える人の増大もあり、消費者がそれらの成分や品質を識別する必要性は著しく高まってきていると考えられます。

2. 国連の「化学物質に関するグローバル枠組み(GFC : Global Framework on Chemicals)」の趣旨に従い、厚労省とも連携して、家庭用品へのGHS(有害性マーク)表示を進めてください。
理由：GFC ターゲット B6「2030 年までに、全ての政府は、自国の状況に適した形で、全ての関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する」の趣旨に従って、家庭用品への GHS 表示が必要だと考えます。
3. 徐放作用のあるマイクロカプセル類を家庭用品に使用する問題点を検証し、必要に応じた対策を講じてください。具体的には、「徐放技術による繰り返しの化学物質曝露の問題点」、「微粒子としてのプラスチックの吸入リスク」、「カプセル素材が弾ける際のモノマーの発生」を調べてください。
理由：国民生活センター発表の「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供（2020 年）」においては、「一定レベルの香りが長い時間、環境中に存在し続けることになる」マイクロカプセル香料の製品への配合について専門家が懸念を示しています。坂部貢医師は、自身の講演で「繰り返し」香りを吸うことを問題視しています。
微粒子としての吸入リスクについては、近年、マイクロ／ナノサイズのプラスチック粒子が、人体内（脳、肺、血液、胎盤など）から次々と検出されています。マイクロカプセルも人体のプラスチック汚染を引き起こす可能性があり、早急な対策が必要です。カプセル素材がメラミン樹脂の場合は、ホルムアルデヒドが、ポリウレタン樹脂の場合は、イソシアネートの発生が懸念されています。
4. 5 省庁連名ポスターを改訂し、貴庁が所管する分野・業界にポスター周知をさらに進めてください。
＊ 現文言は「柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります」ですが、香りのみならず、抗菌成分、消臭成分も原因となりますので、「柔軟剤などの香りや配合される抗菌成分、消臭成分で頭痛や吐き気がするという相談があります。」が適切だと考えます。
＊ 現文言は、「なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。」となっていますが、使用量を守っていても症状の出る人はいますので、「公共の場では使用を控えましょう。」といった表現にしていきたいと思います。
＊ 香害被害者は小中学生で 10%もおり、決して少数とは言えないことが明らかになりました。「困っている人もいます」よりも、「困っている人がいます」としていただく方がよいと思います。

以上

<注>

注1. 超党派の国会議員・地方議員を中心に 2022 年発足。(2025 年 9 月末現在、会員 151 名)

注2. 【報告】記者会見&院内集会「子どもの香害被害への対策を」

<https://nishoren.net/new-information/21829>

注3. 「」人工的な香りで体調不良 “子どもへの影響めぐり調査報告” NHK NEWS WEB

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250921/k10014928401000.html>

注4. Fragrance allergens labelling

https://single-market-economy.ec.europa.eu/sectors/cosmetics/cosmetic-products-specific-topics/fragrance-allergens-labelling_en

注5. 『洗濯実態調査 2015』

https://jsda.org/w/01_katud/sentaku_chosa2015.html

問い合わせ先：日本消費者連盟
「香害」担当 杉浦 陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

Tel : 03-5155-4765

Fax : 03-5155-4767

Mail : sugiura@nishoren.org